

障害者に対する支援と障害者自立支援制度

専門教育科目 / 2 単位 / T 授業

担当教員 高橋 滋

■使用テキスト 社会福祉士養成講座編集委員会(編)
『新・社会福祉士養成講座第14巻 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第5版』
中央法規出版 2013

◆参考テキスト 内閣府『障害者白書』財務省印刷局

講義概要・一般目標

我が国の障害者施策をめぐる状況は障害者自立支援法の成立により大きく変化した。これまで公的責任により福祉サービスの内容や入所すべき施設などを決定してきた措置制度から、障害者自身がニーズに応じて福祉サービスを選択・決定し、事業者と対等な関係の中で契約して利用する仕組みとなった。ニーズの拡大に対応するため多様な供給主体の参入がみられ、サービス内容・量や質の充実とともに、自己決定に制限のある人の権利擁護のための取り組みも求められる。

障害者自立支援法では、3障害により異なっていたサービスの内容や提供のしくみを一元化し利用者本位のサービスを提供するとともに、利用者にとって身近な市町村が責任をもってサービス提供できるよう実施主体の一元化もなされている。具体的には、介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業など自立支援給付の内容や支給決定のしくみやプロセスについて学んでいく。さらに、狭義の障害福祉サービスのみならず、生活者としての支えとなる所得保障、雇用、教育、保健・医療、生活環境などに関する種々の施策が障害者基本法により体系化されている。これらの制度を学びながら、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる共生社会のあり方について考えて欲しい。

到達目標

- 1) 障害者福祉制度の発展の歴史を理解する。
- 2) 障害者福祉の理念を理解する。
- 3) 国際的な障害の捉え方を理解する。
- 4) 障害者総合支援法の仕組みと課題が説明できる。
- 5) 障害者支援におけるソーシャルワーカーの専門性が説明できる。
- 6) 広義の障害者支援のあり方、生活者として必要とされる施策について理解する。
- 7) これらの学びを通じ、福祉課題を建設的に分析、解決する能力を身につける。

評価方法

科目単位認定試験により評価。

学習指導

第1章 障害者を取り巻く社会情勢と生活実態

この章のポイント

障害者福祉を学ぶにあたっては、まず障害の概念として重要なモデルである「ICF（国際生活機能分類）」成立の経過と理論的な特徴を学ぶことで、障害を持つ人の人権について考えてほしい。本章では障害者福祉施策の歩み、特に施設福祉から地域福祉施策への移行の流れに沿いながら障害者を取り巻く社会情勢・障害者の生活実態について学んでいく。

第2章 障害者にかかわる法体系

この章のポイント

障害の種類や程度、年齢、受傷時期などにより障害者の置かれた状況はさまざまであり、これに対応する施策は、時代とともに多岐に渡り発展してきた。障害者基本法は、障害者施策の憲法のようなものといわれる、特定の施策を総合的・効果的に推進するための基本的な理念や目的、国や自治体の責務等が記されており我が国の障害者施策を体系的に理解する上で重要な法である。具体的な障害福祉サービス理解のためには、障害者自立支援法ならびに医療・雇用・教育・所得保障・生活環境・専門職の国家資格など関連法の理解も求められる。まずは我が国の法制度の枠組みから学んでいく。

第3章 障害者自立支援制度 ①

この章のポイント

我が国における障害者施策の発展・充実の経過を概観しながら、今後の障害者保健福祉制度の中核となる障害者自立支援法について理解する。従来の障害種別ごとに実施されてきた身体障害者施策、知的障害者施策、精神障害者施策を一元化し、利用者本位の観点から市町村を基本として提供されるサービス供給体制の仕組みについて学ぶ。また地域の実情に応じ柔軟に展開される地域生活支援事業について学ぶ。さらに具体的な自立支援給付の内容、支給決定のプロセス等をも理解する。

第4章 障害者自立支援制度②

この章のポイント

障害児に対する福祉サービスは児童福祉法において実施されてきたが、障害者自立支援法との関連の中で、今後の課題として見直すことになっている。ここでは障害児の支援の現状と今後の課題について学ぶ。早期発見・早期療育の観点から、保健所や市町村保健センター、児童相談所、発達障害者支援センター等の機能や役割、障害者自立支援法のなかの介護給付や訓練等給付と、児童福祉法における施設サービスなどを概観する。契約利用の際に利用者の権利擁護をはかるための審査請求、サービス利用に関する苦情解決の仕組みなどを学ぶ。

第5章 組織・機関の役割

この章のポイント

障害者の地域生活を支援するためには、障害者のニーズに合致した社会資源についての情報提供や活用法を助言する必要がある。相談支援にあたる関連機関（市町村・都道府県・国・指定障害福祉サービス事業者・教育機関・労働機関・ボランティア・あらゆる組織や団体等）は各機関の役割を互いに理解し連携・協働に向けて取り組まねばならない。これら組織・機関の役割を理解することにより、障害者自立支援法のサービス体系をつかむことができる。

第6章 専門職の役割と実際

この章のポイント

障害者自立支援法の目指す利用者のニーズに応じた質の高いサービスを提供するために、指定障害福祉サービスの事業に携わる専門職は、専門職としての価値や倫理を根底に置いた実践が求められる。ここではソーシャルワークの拠り所とする「人権と社会正義」を基盤にした価値と倫理について学ぶ。実践場面において取り上げられる、利用者の自己実現、QOLの向上、ノーマライゼーションの実現、自立支援、権利擁護、ソーシャルインクルージョンなどの概念について学ぶ。援助のプロセスに着目すると、利用者の自己決定、援助プロセスへの利用者の参加、インフォームド・コンセント、秘密保持、ストレングス的視点などの大切さについても学んでいく。

相談支援専門員・サービス管理責任者・生活支援員・居宅介護従事者等、利用者に直接・間接的に関わり支援を提供する専門職にとっては、上記の価値に裏付けられたソーシャルワークの種々な方法やケアマネジメントの技術を学び習得しておくことが求められる。

第7章 多職種連携・ネットワーキング

この章のポイント

障害者自立支援法は、ノーマライゼーションの理念に基づいた、障害の有無にかかわらず誰もが普通に暮らせる地域づくりを目指している。そのためには障害者の種々なニーズに対応しながら、さまざまな関係者との連携により、柔軟なネットワーキングの構築が求められている。まず、障害を持つ人々のニーズを地域の課題としてとらえなおし、支援を展開していくことを目指し、新たに位置づけられた地域自立支援協議会の役割と機能について学ぶ。そして多職種連携・ネットワーキングの意義について、具体的に医療・教育・福祉・労働などの事例から考えていく。